

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

報酬留意事項通知及び障害者支援施設指定基準解釈通知の差替えについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
先般お送りした標記の通知について、下記のとおり一部修正点がありますので、お知らせいたします。

また、修正後の新旧対照表及び改正後全文についてもお送りいたしますので、差し替えをお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項についての一部改正について（平成21年3月31日付障発第0331041号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の修正点

新旧対照表の第二の1. 通則、同2. 介護給付費の(1)居宅介護サービス費、同(2)重度訪問介護サービス費、同(5)生活介護サービス費、同(10)施設入所支援サービス費を以下の表のとおり修正。それに伴い改正後全文についても修正。

修正後	現行（修正前）
(略)	(略)
1. 通則	1. 通則
(1) 算定上における端数処理について	(1) 算定上における端数処理について
① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。	① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。
(例) 居宅介護（身体介護30分未満で254単位）	(例) 居宅介護（身体介護1時間30分以上2時間未満で655単位）
・ 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%	・ 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%

$$254 \times 0.70 = 177.8 \rightarrow 178 \text{単位}$$

・ 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合

$$178 \times 1.25 = 222.5 \rightarrow 223 \text{単位}$$

※ $254 \times 0.70 \times 1.25 = 222.25$ として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

## ② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は乙地）

$$\cdot 223 \text{単位} \times 5 \text{回} = 1,115 \text{単位}$$

$$\cdot 1,115 \text{単位} \times 10.18 \text{円} / \text{単位} = 11,350.7 \text{円} \rightarrow 11,350 \text{円}$$

(略)

## 2. 介護給付費

### (1) 居宅介護サービス費

(略)

⑩ 居宅介護計画派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

イ 居宅介護計画3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

(略)

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

ウ 居宅介護計画重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合  
重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

(略)

### (2) 重度訪問介護サービス費

(略)

③ 重度訪問介護の所要時間について

(-) (略)

(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

$$655 \times 0.70 = 458.5 \rightarrow 459 \text{単位}$$

・ 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合

$$459 \times 1.25 = 573.75 \rightarrow 574 \text{単位}$$

※ $655 \times 0.70 \times 1.25 = 573.125$ として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

## ② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は乙地）

$$\cdot 574 \text{単位} \times 5 \text{回} = 2,870 \text{単位}$$

$$\cdot 2,870 \text{単位} \times 10.18 \text{円} / \text{単位} = 29,216.6 \text{円} \rightarrow 29,216 \text{円}$$

(略)

## 2. 介護給付費

### (1) 居宅介護サービス費

(略)

⑩ 居宅介護計画派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱い

イ 居宅介護計画3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合

(略)

(ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合

重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

ウ 居宅介護計画重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合  
重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数

(略)

### (2) 重度訪問介護サービス費

(略)

③ 重度訪問介護の所要時間について

(-) (略)

(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

→ 通算時間 7時間 30分 + 7時間 30分 = 15時間

→ 算定単位 「所要時間 14時間以上 16時間未満の場合」

(略)

- (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

(略)

(5) 生活介護サービス費

⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第5の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の③を準用する。

(略)

(10) 施設入所支援サービス費

- ① 施設入所支援の対象者について施設入所支援については、次の(一)から(四)のいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(略)

④ 重度障害者支援加算の取扱い

(略)

(二) 報酬告示第10の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)

については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、

ア 生活介護における人員配置体制加算④から⑥のいずれかが算定されている場合にあっては0.5人以上

イ 生活介護における人員配置体制加算④から⑥が算定されていない場合にあっては1人以上の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第10の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第5号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が15点以上に該当する者をいうものである。

→ 通算時間 7時間 30分 + 7時間 30分 = 15時間

→ 算定単位 「所要時間 14時間以上 15時間未満の場合」

(略)

- (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が1時間を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

(略)

(5) 生活介護サービス費

⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

報酬告示第5の8の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の③を準用する。

(略)

(10) 施設入所支援サービス費

- ① 施設入所支援の対象者について施設入所支援については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(略)

④ 重度障害者支援加算の取扱い

(略)

(二) 報酬告示第10の2の(2)の重度障害者支援加算(Ⅱ)

については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、

ア 施設入所支援サービス費④から施設入所支援サービス費⑥までが算定されている場合にあっては0.5人以上

イ 施設入所支援サービス費(Ⅱ)から施設入所支援サービス費(Ⅳ)までが算定されている場合にあっては1人以上

ウ 施設入所支援サービス費(Ⅳ)から施設入所支援サービス費⑥までが算定されている場合にあっては1.5人以上

の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第10の2の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第2号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が15点以上に該当する者をいうものである。

<p>(略)</p> <p>⑬ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>報酬告示第10の12の<u>栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定障害者支援施設等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)</u>が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p> <p>(略)</p> <p>⑭ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(一) <u>報酬告示第10の16の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする</u>こと。</p> <p>(略)</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び<u>相談援助</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 短期滞在加算の取扱い</p> <p>(四) (略)</p> <p>また、この加算の算定に当たっては、(一)の要件を満たしていれば、加算を算定する日において…</p>	<p>(略)</p> <p>⑬ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>報酬告示第10の7の<u>栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定障害者支援施設等に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)</u>が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p> <p>(略)</p> <p>⑭ 経口維持加算の取扱い</p> <p>(一) <u>報酬告示第10の15の経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))に係るものについては、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとする</u>こと。</p> <p>(略)</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び<u>相談支援</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 短期滞在加算の取扱い</p> <p>(四) (略)</p> <p>また、この加算の算定に当たっては、(一)の<u>ア又はイの要件</u>を満たしていれば、加算を算定する日において…</p>
---	--

2 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準についての一部改正について(平成21年3月31日付障発第0331033号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の修正点

新旧対照表の第三の3 運営に関する基準を以下の表のとおり修正。それに伴い改正後全文についても修正。

改正後	現行
(略)	(略)
3 運営に関する基準	3 運営に関する基準
(略)	(略)
(28) 食事(基準第34条)	(28) 食事(基準第34条)

① (略)

② 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養士配置加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

① (略)

③ 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。

なお、施設入所支援の利用定員が41人以上である指定障害者支援施設等であって、当該施設に管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な栄養管理を行っている場合については、報酬上、「栄養管理体制加算」の対象としていること。

また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。